

島根原子力発電所2号炉 審査資料	
資料番号	EP-031改03(回2)
提出年月日	令和2年4月24日

令和2年4月  
中国電力株式会社

島根原子力発電所2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（監視測定設備）

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
1	平成27年3月30日	モニタリングカーが点検・機器校正等により使用できない場合の放射線計測に関する考え方を整理すること。	第290回ヒアリング（令和2年1月30日）にて説明	放射能観測車の保守点検時は、電離箱サーベイ・メータ等を搭載したサーベイ車を使用可能な状態で待機させることとしている。（EP-060(補)改23 60-8-46）
2	平成27年3月30日	可搬設備のバッテリーの予備の考え方（容量，台数，運用）を整理すること。	第290回ヒアリング（令和2年1月30日）にて説明	可搬設備のバッテリーの予備の考え方を「第1.3-2表 可搬式モニタリング・ポストの仕様」及び「第2.2-1表 可搬式気象観測装置の測定項目等」に示す。（EP-060(補)改23 60-8-13, 60-8-29）
3	平成27年3月30日	監視測定の種類々の環境条件への適合性（プルーム通過の確認の実現性や測定器の耐環境性等）を説明すること。	第290回ヒアリング（令和2年1月30日）にて説明	監視測定の種類々の環境条件への適合性について、想定される重大事故等における環境条件を考慮した設計とし、各種操作は、重大事故等時において設置場所等で可能な設計としている。（EP-060改23 3.17-7）
4	平成27年3月30日	可搬型放射線計測器等の配備個数の考え方を説明すること。	第290回ヒアリング（令和2年1月30日）にて説明	放射能測定装置等の数量の考え方を「3.4 測定器等の数量の考え方」に整理した。（EP-060(補)改23 60-8-45）
5	平成27年3月30日	試験・検査性（43条の適合方針）について、説明すること。	第290回ヒアリング（令和2年1月30日）にて説明	試験・検査性（43条の適合方針）について「3.17.2.1.3 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針」及び「S A設備基準適合性一覧表」に示す。「S A設備基準適合性一覧表」参照。（EP-060改23 添3.17-10～17, EP-060(補)改23 60-1-1～8）
6	平成27年3月30日	バックグラウンド低減対策について有効性評価との整合性について説明すること。（要員）	第290回ヒアリング（令和2年1月30日）にて説明	バックグラウンド低減対策については、プルーム通過後に放射線管理班員2名にて実施するため、有効性評価への影響はない。（EP-061改26 1.17-18～20）

島根原子力発電所2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（監視測定設備）

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
7	令和2年1月30日	モニタリングポストにおける停電時の優先順位（シーケンス）について説明すること。	第832回審査会合（令和2年2月6日）にて説明	通常時に電源供給している外部電源系が喪失した場合は、非常用D/G及びモニタリングポスト専用の非常用発電機が自動起動するが、非常用D/G及び専用の非常用発電機による電源供給開始までの間は、現地局舎に設置の無停電電源装置から電源供給を行う。非常用D/G起動後は非常用D/Gから電源供給を行い、非常用発電機及び無停電電源装置からの電源供給は行わない。また、非常用発電機は非常用D/Gから電源供給後に自動停止する。 なお、これらの電源供給は自動起動・自動切替で行われることにより、運転員による操作は不要な設計としている。
8	令和2年1月30日	モニタリングポストの電源設備について、条文要求を整理して説明すること。	第832回審査会合（令和2年2月6日）にて説明	モニタリングポストについては重要安全施設に該当しないため、モニタリングポスト専用の非常用発電機及び無停電電源装置は、33条保安電源設備に該当しない。
9	令和2年1月30日	緊急時対策所付近の可搬式MPについて、加圧判断用であることを説明すること。	第832回審査会合（令和2年2月6日）にて説明	緊急時対策所付近に設置する可搬式モニタリング・ポストについて、緊急時対策所の正圧化判断用であることを記載した。 （資料2-3-1 P9,22,23, 資料2-3-5 60-8-12）
10	令和2年1月30日	小型船舶の保管場所を説明すること。	第832回審査会合（令和2年2月6日）にて説明	小型船舶の保管場所を記載した。 （資料2-3-1 P11）
11	令和2年1月30日	可搬式設備の設置タイミングについて、原災法とのリンクを整理して説明すること。	第832回審査会合（令和2年2月6日）にて説明	放射性物質が放出されるような蓋然性の高い事象、重大事故等については、その前に原子力災害特別措置法第10条特定事象となるため、可搬式設備の設置のタイミングとして10条事象が適切と考え、手順着手の判断基準としている。また、10条事象発生前であっても、放射線管理班員の活動状況等や天候、時間帯等を考慮し、先行して実施する場合もある。 （資料2-3-5 60-8-11, 資料2-3-6 1.17-8,9）

島根原子力発電所 2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（監視測定設備）

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
12	令和2年1月30日	検出器保護カバーを取替えるタイミングについて再度整理のうえ説明すること。	第832回審査会合（令和2年2月6日）にて説明	プルーム通過後にモニタリング・ポストの検出器保護カバーを取替えるが、モニタリング・ポストの指示値が安定している状態でモニタリング・ポスト周辺のバックグラウンドレベルとモニタリング・ポストの指示値に有意な差があることを確認し、モニタリング・ポストのバックグラウンド低減対策が必要と判断した場合に検出器保護カバーを取替えることとしている。 （資料2-3-6 1.17-18）
13	令和2年1月30日	正圧化判断に用いる可搬式MPについて設備要求（可搬式重大事故緩和設備）を整理して説明すること。	本日回答	可搬型重大事故等対処設備のうち「緩和設備」と「緩和でも防止でもない設備」に要求される機能に相違はないが、監視測定設備で用いる可搬式モニタリング・ポストについては、可搬型重大事故等対処設備（緩和でも防止でもない設備）と位置付けている。 （EP-060(補)改42 60-1-1）
14	令和2年1月30日	自主設備の位置付けとして説明している内容について島根の実態に合わせた説明とすること。	第832回審査会合（令和2年2月6日）にて説明	モニタリング・ポスト及び放射能観測車について、耐震性は確保されていないが、健全性が確認できた場合において、重大事故等時の放射性物質の濃度及び放射線量を測定するための手段として有効であるため、自主対策設備として位置付ける。 （資料2-3-6 1.17-5）
15	令和2年1月30日	設置場所を説明すること。	第832回審査会合（令和2年2月6日）にて説明	可搬式モニタリング・ポストの配置位置及び保管場所の図において、配置位置を明記した。 （資料2-3-1 P7,9）